

専門考査の問題

問1 次の(1)～(3)のうち2つを選択し、その答えをそれぞれ解答欄①と②に記入しなさい。( (1)～(3)のうち、選択した番号を解答欄の□の中に記入すること。)

- (1) ヨーネ病について、「主な原因病原体」「臨床症状」「診断方法」「予防・治療」をそれぞれ簡潔に説明しなさい。
- (2) 人のブドウ球菌食中毒について、「原因菌とその性状・生態」、「原因毒素とその性状」、「臨床症状」、「予防対策」をそれぞれ簡潔に説明しなさい。
- (3) トキソプラズマ病について、「主な原因病原体」「臨床症状」「予防・治療」をそれぞれ簡潔に説明しなさい。

問2 家畜の妊娠期間について、表中の(ア)～(オ)にあてはまる日数に近い適切な語句を下欄①～⑩の中から選び、解答欄に該当する番号を記入しなさい。

種類(品種)	妊娠期間平均日数
牛(ホルスタイン)	(ア)
馬(サラブレッド)	(イ)
豚	(ウ)
めん羊	(エ)
犬・猫	(オ)

【下欄】

① 19日	② 28日	③ 63日	④ 114日	⑤ 150日
⑥ 220日	⑦ 279日	⑧ 338日	⑨ 450日	⑩ 660日

問3 炎症について、次の記述の(ア)～(コ)にあてはまる適切な語句を解答欄に記入しなさい。

炎症は持続時間によって(ア)と(イ)とに大別される。(ア)は色々な傷害因子に対して急速に起こる反応で、持続時間が短く、数分、数時間あるいは数日間の経過をとる。

(イ)は長期にわたり活動性の炎症性反応、組織傷害および治癒が同時に進行する。

(ア)の特徴は滲出性変化であり、滲出物の種類あるいは組織の性状に基づいて、以下の6つに分類される。

1. (ウ)炎：血液の液体成分が滲出物の主体
2. (エ)炎：滲出物は血漿そのもので線維素の析出が特徴
3. (オ)炎：滲出物が主として好中球からなり、ほとんどが細菌感染に起因する
4. (カ)炎：滲出物や罹患部全体に多量の赤血球が含まれる
5. (キ)炎：組織の壊死が目立ち、粘膜に好発する
6. (ク)炎：(オ)炎や(キ)炎に腐敗菌の二次感染が加わって腐敗分解した状態

(イ)の特徴は、2つに分類され、(ケ)炎(組織固有の細胞あるいは結合組織成分の増殖が特に目立つ)、(コ)炎(特殊な病態でみられ、上皮様の形態を示す活性化マクロファージの集積が特徴で結核などが分類される)である。

問4 下の表は、厚生労働省が発表した我が国における平成24年から平成28年までの5年間の食中毒発生事例のうち、事件数の多い10の病因物質による事例について、事件数、患者数及び死者数を病因物質別及び原因施設別にまとめたものです。表中の①～⑤にあてはまる適切な病因物質の名称を、解答欄に記入しなさい。

		原因施設							計		
		家庭	事業場、 学校、 病院及び 旅館	飲食店 及び 仕出屋	販売店	製造所	採取場所	その他		不明	
病因物質	①	事件数	6	334	1,464	4	26		26	14	1,874
		患者数	40	15,609	46,765	300	2,962		1,144	329	67,149
		死者数									
	②	事件数	11	45	1,023	3			7	371	1,460
		患者数	37	1,302	8,110	21			113	1,168	10,751
		死者数									
	③	事件数	66	1	160	78	2			112	419
		患者数	70	1	162	80	2			113	428
		死者数									
	植物性 自然毒	事件数	255	21	6	7	2	1	9	2	303
		患者数	612	287	29	29	4	6	39	6	1,012
		死者数	10								10
	ぶどう 球菌	事件数	13	21	112		5		9	8	168
		患者数	143	382	3,129		156		265	27	4,102
		死者数									
	サルモ ネラ属 菌	事件数	12	27	100		2		3	21	165
		患者数	40	929	3,321		10		104	276	4,680
		死者数									
	④	事件数	116		17	11		2	2	1	149
		患者数	197		42	26		4	7	1	277
死者数		3							1	4	
不明	事件数	3	28	101				2	5	139	
	患者数	8	638	2,175				104	30	2,955	
	死者数										
⑤	事件数	1	43	65				7	6	122	
	患者数	13	2,153	3,887				267	466	6,786	
	死者数										
その他 (注1)	事件数	8	9	61	10			1	23	112	
	患者数	11	204	372	20			1	24	632	
	死者数	2								2	
全発生事例計 (注2)	事件数	502	597	3,418	129	44	3	75	590	5,358	
	患者数	1,198	24,527	73,950	1,263	3,523	10	2,918	2,747	110,136	
	死者数	15	10			8			1	34	

[単位] 事件数：件、患者数：名、死者数：名

(注1) 厚生労働省の食中毒統計調査における病因物質の分類名である「その他」を指す。

「表中の示される病因物質の他」を指しているのではない。

(注2) 表中に示されないすべての病因物質による事例を合わせた数であり、

表中の数の和とは必ずしも一致しない。

問5 牛のと畜検査に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、①～⑩に当てはまる適切な語句を下欄 a～nの中から選んで解答欄に記号を記入しなさい。

（ア） と畜検査において、検査の対象となる疾病は（ ① ）、（ ② ）が挙げられる。

（イ） 解体後検査において肉、内臓、その他の部分の全部廃棄措置がとられる対象となる疾病又は異常は、（ ③ ）、（ ④ ）、（ ⑤ ）及び（ ⑥ ）が挙げられる。

（ウ） 解体後検査において当該病変等の部分廃棄措置がとられる対象となる疾病又は異常は（ ⑦ ）、（ ⑧ ）、（ ⑨ ）及び（ ⑩ ）が挙げられる。

【下欄】

a 放線菌病	b 牛ボツリヌス症	c 家畜伝染病
d 尿毒症	e ブドウ菌腫	f 牛白血病
g 牛ライノウイルス病	h イバラキ病	i 人獣共通感染症
j 変性	k 届出伝染病	l 牛アクチノバチルス症
m 外傷	n 牛カンピロバクター症	

問6 次の記述は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）」並びに「狂犬病予防法（昭和25年8月26日法律第247号）」の一部を抜粋したものである。（ア）～（コ）にあてはまる適切な語句を下欄①～⑮の中から選び、解答欄に該当する番号を記入しなさい。

#### 動物の愛護及び管理に関する法律

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、（ア）から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求め相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを（イ）することができる。

2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等は、その犬又は猫を引き取るべき（ウ）を指定することができる。

3 （略）

4 都道府県知事等は、第一項本文の規定により引取りを行った犬又は猫について、（エ）がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に（オ）するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に（カ）よう努めるものとする。

#### 狂犬病予防法

第八条 狂犬病にかかった犬等若しくは狂犬病にかかった疑いのある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等については、これを診断し、又はその死体を検案した獣医師は、（キ）令の定めるところにより、直ちに、その犬等の所在地を管轄する（ク）にその旨を届け出なければならない。ただし、獣医師の診断又は検案を受けない場合においては、その犬等の（ケ）がこれをしなければならぬ。

第九条 前条第一項の犬等を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その犬等を隔離しなければならない。ただし、人命に危険があつて緊急やむを得ないときは、（コ）ことを妨げない。

#### 【下欄】

- |         |         |          |           |        |
|---------|---------|----------|-----------|--------|
| ①動物愛護団体 | ②研究教育機関 | ③犬猫等販売業者 | ④拒否       | ⑤保留    |
| ⑥日時     | ⑦場所     | ⑧虐待      | ⑨遺棄       | ⑩殺処分   |
| ⑪連絡     | ⑫返還     | ⑬売却する    | ⑭譲り渡す     | ⑮厚生労働省 |
| ⑯農林水産省  | ⑰警察署長   | ⑱保健所長    | ⑲家畜保健衛生所長 |        |
| ⑳責任者    | ㉑発見者    | ㉒所有者     | ㉓殺す       | ㉔焼却する  |
| ㉕解放する   |         |          |           |        |